



鳥取県公報

平成 27 年 11 月 13 日(金)
号外第 107 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県旅館業法施行条例等の一部を改正する条例 (52) (くらしの安心推進課) 3
	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (53) (病院局総務課) 5

==== 公布された条例のあらまし =====

◇鳥取県旅館業法施行条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

職業能力開発促進法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次の条例において引用する職業能力開発促進法の条項を改める。

ア 鳥取県旅館業法施行条例

イ 鳥取県立産業人材育成センター条例

ウ 鳥取県福祉のまちづくり条例

(2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 非紹介患者初診加算料に関する規定中引用している健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の条項等を改める。

(2) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

条 例

鳥取県旅館業法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年11月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第52号

鳥取県旅館業法施行条例等の一部を改正する条例

(鳥取県旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 鳥取県旅館業法施行条例(昭和33年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(清純な施設環境を保持すべき施設)</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び法第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号) <u>第15条の7第3項</u>に規定する公共職業能力開発施設</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(清純な施設環境を保持すべき施設)</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び法第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号) <u>第15条の6第3項</u>に規定する公共職業能力開発施設</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p>

(鳥取県立産業人材育成センター条例の一部改正)

第2条 鳥取県立産業人材育成センター条例(昭和44年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職業能力開発校の位置及び名称等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 センターの行う職業訓練の訓練課程は、普通課程及び短期課程とする。この場合において、第4条第2項に規定する職業訓練のうち知事が適切と認めるものについては、<u>法第15条の7第3項</u>の規定により、センターの行う職業訓練とみなす。</p> <p>(センター以外の施設で行うことができる職業訓練)</p> <p>第4条 <u>法第15条の7第1項ただし書</u>の条例で定める職業訓練は、短期課程に準ずる職業訓練とする。</p> <p>2 <u>法第15条の7第3項</u>の条例で定める職業訓練は、センター以外の施設により行うことが迅速かつ効果的な職業訓練とする。</p>	<p>(職業能力開発校の位置及び名称等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 センターの行う職業訓練の訓練課程は、普通課程及び短期課程とする。この場合において、第4条第2項に規定する職業訓練のうち知事が適切と認めるものについては、<u>法第15条の6第3項</u>の規定により、センターの行う職業訓練とみなす。</p> <p>(センター以外の施設で行うことができる職業訓練)</p> <p>第4条 <u>法第15条の6第1項ただし書</u>の条例で定める職業訓練は、短期課程に準ずる職業訓練とする。</p> <p>2 <u>法第15条の6第3項</u>の条例で定める職業訓練は、センター以外の施設により行うことが迅速かつ効果的な職業訓練とする。</p>

(鳥取県福祉のまちづくり条例の一部改正)

第3条 鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(特別特定建築物の追加) 第13条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) 略 (6) 自動車教習所又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号） <u>第15条の7第1項各号</u> に掲げる施設（以下「自動車教習所等」という。）	(特別特定建築物の追加) 第13条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) 略 (6) 自動車教習所又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号） <u>第15条の6第1項各号</u> に掲げる施設（以下「自動車教習所等」という。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年11月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第53号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第5条関係）			別表第1（第5条関係）		
1～6 略			1～6 略		
7 非紹介患者初診加算料			7 非紹介患者初診加算料		
区分		金額	区分		金額
健康保険法第63条第2項第5号及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第5号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）のうち初診に係るもの	鳥取県立中央病院	初診料算定 1回につき 2,700円	健康保険法第63条第2項第4号及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第4号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）のうち初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）	鳥取県立中央病院	初診料算定 1回につき 2,700円
	鳥取県立厚生病院	初診料算定 1回につき 1,620円		鳥取県立厚生病院	初診料算定 1回につき 1,620円
8～10 略			8～10 略		
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。